

京都市告示第 435 号

生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年1月31日

京都市長 榎本頼兼

介護機関指定

サービスの種類	名 称	所 在 地	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーション京都しんらい	上京区今出川通室町東入今出川町333 第2高橋ビル5A	平成16年12月1日
訪問介護	ヘルパーステーションエルケアー	下京区西七条南衣田町78-4	平成16年12月13日
通所介護	(医)北村内科診療所デイサービスセンターゆめじ	西京区松尾木ノ曾町36の1	平成16年12月18日
居宅療養管理指導	ちづ歯科クリニック	西京区桂稻荷山町67 ドムス桂103	平成16年11月1日
居宅療養管理指導	(有) 広小路薬局	上京区河原町通広小路上ル中御霊町425	平成16年11月1日
居宅療養管理指導	富士薬局	伏見区醍醐槇之内町17-1	平成16年12月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)